

令和4年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その3)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 45 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 46 号 議 案	神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 47 号 議 案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 48 号 議 案	神奈川県局設置条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 49 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 50 号 議 案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 51 号 議 案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 52 号 議 案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 53 号 議 案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	12
定 県 第 54 号 議 案	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例	13
定 県 第 55 号 議 案	民生委員定数条例の一部を改正する条例	16
定 県 第 56 号 議 案	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例	17
定 県 第 57 号 議 案	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例	18
定 県 第 58 号 議 案	神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例	19
定 県 第 59 号 議 案	神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例	22
定 県 第 60 号 議 案	工事請負契約の締結について（警察本部庁舎無停電電源装置更新工事請負契約）	23
定 県 第 61 号 議 案	動産の取得について	24
定 県 第 62 号 議 案	指定管理者の指定について（大船フラワーセンター）	25
定 県 第 63 号 議 案	指定管理者の指定について（三浦しらとり園）	26
定 県 第 64 号 議 案	指定管理者の指定について（芹が谷やまゆり園）	27
定 県 第 65 号 議 案	指定管理者の指定について（津久井やまゆり園）	28
定 県 第 66 号 議 案	神奈川県道路公社定款の変更について	29
定 県 第 67 号 議 案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について	30
諮 問 第 1 号	退職手当に関する処分に対する審査請求について	31

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金の項、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターの項、特定非営利活動法人地球学校の項、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構の項、特定非営利活動法人コロンブスアカデミーの項、特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項、特定非営利活動法人移動サービスアクセスの項及び特定非営利活動法人ARCSHIPの項を削り、同表特定非営利活動法人スローレーベルの項中「横浜市神奈川区白幡南町26-2」を「横浜市南区吉野町2-4国際吉野町ビル402」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人コロンブスアカデミー	横浜市磯子区東町9番9号	令和4年8月1日から 令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	横浜市中区黄金町一丁目4番地先	令和4年8月1日から 令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	藤沢市藤沢577番地寿ビル301号室	令和4年8月1日から 令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人地球学校	横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	令和4年8月1日から 令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人移動サービスアクセス	横浜市青葉区荇田北3-11-24	令和4年8月1日から 令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人ARCSHIP	横浜市中区常盤町一丁目1番地宮下ビル4F	令和4年8月1日から 令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	横浜市港北区錦が丘15番11号	令和4年8月1日から 令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金	横浜市港南区港南台九丁目30番31号	令和4年8月1日から 令和9年7月31日まで

附 則

- この条例は、令和4年8月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人スローレーベルの項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金の項、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターの項、特定非営利活動法人地球学校の項、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構の項、特定非営利活動法人コロンブスアカデミーの項、特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項、特定非営利活動法人移動サービスアクセスの項及び特定非

営利活動法人ARCSHIPの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙 における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例

神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条の4第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「37万5,500円と5円2銭」を「38万6,500円と5円18銭」に改める。

第8条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改め、同条第2号中「26万2,530円と27円50銭」を「27万655円と28円35銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条、第5条の4及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、これに準じ、所要の改正をしたいので提案するものであります。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正 する条例

住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4の項を同表5の項とし、同表3の項中「第3項まで」を「第4項まで」に、「若しくは第104条の2の3第3項」を「、第104条の2の3第3項若しくは第104条の2の4第1項、第2項若しくは第4項」に、「、第12号若しくは第13号」を「若しくは第12号から第14号まで」に改め、同項を同表4の項とし、同表中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同表に1の項として次のように加える。

1 神奈川県教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの
-------------	--

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5号イを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の終了に伴い、スポーツ局の業務について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例 及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第15条の5第1項中「後8週間日に当たる」を「以後1年を経過する」に改める。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第12条の5第1項中「後8週間日に当たる」を「以後1年を経過する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の5第1項の規定により与えられた育児参加休暇については、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の5第1項の規定により与えられた育児参加休暇とみなす。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に第2条の規定による改正前の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の5第1項の規定により与えられた育児参加休暇については、第2条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の5第1項の規定により与えられた育児参加休暇とみなす。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

国家公務員の例に準じ、育児参加休暇の対象期間を拡大するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表21の項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「変更部分についての登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「変更部分についての登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料」に、「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴う神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表25の項中「教育職員免許状有効期間更新手数料」、「教育職員免許状有効期間延長手数料」、「教育職員免許状更新講習修了確認等手数料」、「教育職員免許状修了確認期限延期手数料」及び「教育職員免許状更新講習免除手数料」を削る。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正に伴う神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の8 県土整備局関係の表42の項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項(4)の次に次のように加える。

(5) 一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合

6万8,000円

(6) 共同住宅等の維持保全のみを行う場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等

16万円

イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等

26万円

ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等

51万円

エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等

91万円

オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等

160万円

カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等

290万円

キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等

410万円

ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等

500万円

別表の8 県土整備局関係の表43の項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項(4)の次に次のように加える。

(5) 一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合

1万2,000円

(6) 共同住宅等の維持保全のみを行う場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等

2万3,000円

イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等

	4万円
ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	
	6万1,000円
エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	
	11万円
オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	
	17万円
カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	
	29万円
キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	
	36万円
ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等	
	40万円

別表の8 県土整備局関係の表45の項中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項(4)の次に次のように加える。

(5) 一戸建ての住宅の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合

3万4,000円

(6) 共同住宅等の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等	8万円
イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	13万円
ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	25万5,000円
エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	45万5,000円
オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	80万円
カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	145万円
キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	205万円
ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等	250万円

別表の8 県土整備局関係の表46の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項(4)の次に次のように加える。

(5) 一戸建ての住宅の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合	6,000円
(6) 共同住宅等の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額	
ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等	1万1,500円
イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	2万円
ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	3万500円
エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	5万5,000円
オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	8万5,000円
カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	14万5,000円
キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	18万円
ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等	20万円

別表の8 県土整備局関係の表48の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴い、建築行為を伴わない優良な既存住宅を長期優良住宅に認定するための申請手数料を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の9 教育委員会関係の表1の項中「第2項並びに第16条の2第1項及び第2項」を「第16条第1項」に改め、同表4の項中「及び第4項」を削り、同表4の2の項、4の3の項及び6の2の項から6の4の項までを削る。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正に伴い、教育職員免許状の更新制に係る申請手数料の規定を削除するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等 に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（平成18年神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例

第1条中「ため、」の次に「資源の循環的な利用等の推進及び」を加える。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 資源の循環的な利用等 次に掲げる事項をいう。

ア 発生抑制（原材料が効率的に利用されること、製品がなるべく長期間使用されること等により、これらの物が廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。以下この号において同じ。）となることができるだけ抑制されることをいう。）

イ 再使用（廃棄物等のうち有用な物を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）及びこれの全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。）

ウ 再生利用（廃棄物等のうち有用な物の全部又は一部を原材料として利用することをいう。）

エ 熱回収（廃棄物等のうち有用な物の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。）

(2) 廃棄物の適正処理 廃棄物の収集、運搬若しくは処分を行い、若しくは委託し、廃棄物を保管し、又は施設を維持管理するに当たって従うべき基準であって、法で定めるものを遵守することをいう。

第2条第3号中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に、「適正処理が」を「廃棄物の適正処理が」に改める。

第3条中「適正処理及び発生抑制等」を「資源の循環的な利用等、廃棄物の適正処理及び美化活動」に、「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改め、同条に次の1項を加える。

3 県は、市町村と連携して、資源の循環的な利用等及び廃棄物の適正処理についての教育及び学習の振興に関する施策を実施するよう努めなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

（プラスチックに係る資源の循環的な利用等）

第3条の2 県は、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進に関する総合的な施策の実施に当たって、プラスチックの使用量の削減、プラスチックに代替する素材の活用その他のプラスチックが使用されている製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類についての工夫がなされた製品の製造及び使用が促進されるよう努めなければならない。

第4条第1項中「発生抑制等」を「資源の循環的な利用等」に改め、同条第4項中「適正処理及び発生抑制等」を「資源の循環的な利用等、廃棄物の適正処理及び美化活動」に、「不適正処理」を「廃棄

物の不適正処理」に改める。

第5条第2項中「適正処理及び発生抑制等」を「資源の循環的な利用等及び廃棄物の適正処理」に、「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

第6条第1項中「発生抑制等」を「資源の循環的な利用等」に改め、同条第2項中「発生抑制等の推進及び不適正処理」を「資源の循環的な利用等及び美化活動の推進並びに廃棄物の不適正処理」に改める。

第7条中「みだりに」の次に「ペットボトル、食品の容器包装、プラスチック製の買物袋」を加え、同条に次の1項を加える。

2 何人も、その活動に伴って生じた廃棄物を適切に排出することにより、海岸、河川、道路等における廃棄物の散乱の防止に努めなければならない。

第8条及び第9条中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(プラスチック資源循環推進等計画の策定)

第9条の2 知事は、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進、プラスチックに係る廃棄物の不適正処理の防止等(以下この条において「プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する計画(以下この条において「プラスチック資源循環推進等計画」という。)を定めなければならない。

2 前項のプラスチック資源循環推進等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する基本的な方針

(2) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等のために重点的に講ずべき方策に関する事項

(3) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する連携及び情報交換の促進のための方策に関する事項

(4) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等についての教育及び学習の振興のための方策に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等を図るために必要な事項

3 知事は、プラスチック資源循環推進等計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第10条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第12条の7第1項の認定を受けた者である事業者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管である場合

第12条第3項及び第13条中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

第14条中「第9条から」を「第9条、第10条から」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定及び次項の規定は、令和4

年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にこの条例による改正前の神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項又はこの条例による改正後の神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項の規定により届け出られた産業廃棄物の保管であって、同条第2項第5号に該当することとなるものについては、同条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表31の2の項中「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改め、同項(8)から(10)までの規定中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定等を踏まえ、プラスチックに係る資源循環の一層の推進を図るため、県、事業者、県民の責務等を明らかにするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成26年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表平塚市の項中「406人」を「408人」に改め、同表鎌倉市の項中「224人」を「226人」に改め、同表小田原市の項中「341人」を「344人」に改め、同表茅ヶ崎市の項中「328人」を「329人」に改め、同表厚木市の項中「303人」を「304人」に改め、同表伊勢原市の項中「143人」を「144人」に改め、同表海老名市の項中「156人」を「157人」に改め、同表綾瀬市の項中「129人」を「132人」に改め、同表葉山町の項中「53人」を「54人」に改め、同表松田町の項中「37人」を「40人」に改め、同表山北町の項中「37人」を「38人」に改め、同表箱根町の項中「44人」を「45人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

民生委員の一斉改選に合わせ、市町村の実情を踏まえた定数とするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の 一部を改正する条例

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「救急科」の次に「、脳神経外科」を、「第5号において」の次に「これらを」を加え、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) キャリア形成卒前支援プラン 地域医療を担う意思を有する修学生がその在学期間を通じ、地域の実情を知る機会を確保し、将来地域医療に従事する意識を向上させ、及び地域医療に携わる自らの職務の方針を定めることができるよう支援することを目的として県が定める計画をいう。

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) キャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

修学資金の貸付けに関し、キャリア形成卒前支援プランの適用を要件に追加するとともに、新たに脳神経外科を指定診療科に追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立の高等学校等の設置に関する 条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立横浜修悠館高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立横浜瀬谷高等学校	横浜市瀬谷区東野台29番地の1
---------------	-----------------

別表第1 神奈川県立瀬谷高等学校の項及び神奈川県立瀬谷西高等学校の項を削り、同表神奈川県立橋本高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立相模原城山高等学校	相模原市緑区城山一丁目26番1号
----------------	------------------

別表第1 神奈川県立相模原総合高等学校の項及び神奈川県立城山高等学校の項を削り、同表神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立逗子葉山高等学校	逗子市桜山5丁目24番1号
---------------	---------------

別表第1 神奈川県立逗子高等学校の項及び神奈川県立逗葉高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。ただし、別表第1 神奈川県立瀬谷高等学校の項、神奈川県立瀬谷西高等学校の項、神奈川県立相模原総合高等学校の項、神奈川県立城山高等学校の項、神奈川県立逗子高等学校の項及び神奈川県立逗葉高等学校の項を削る改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県立高校改革実施計画に基づく再編・統合による県立の高等学校の設置等を行うため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県暴力団排除条例の一部を改正 する条例

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 雑則（第27条～第31条）」を

「第5章 暴力団排除特別強化地域（第26条の3・第26条の4）
第6章 雑則（第27条～第31条）」に、「第6章」を「第7章」に改める。

第2条に次の3号を加える。

(7) 暴力団排除特別強化地域 暴力団排除を特に強力に推進する必要がある地域として、別表の左欄に掲げる市区のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる地域をいう。

(8) 特定営業 次に掲げる営業をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業

イ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

ウ 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

エ 風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業

オ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの（風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業又はウに該当するものを除く。）

カ 風俗案内（異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業又は歡樂的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、有償又は無償で、当該情報を提供することをいう。）を行うための施設を設けて、当該施設において、風俗案内を行う営業

キ 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（アからカまでのいずれかに該当するものを除く。）

(ア) アからカまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。

(イ) アからカまでのいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

(ウ) アからカまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。

(エ) 写真又は映像の被写体となる役務であって、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。

(9) 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

第32条に次の2号及び1項を加える。

(3) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第26条の3の規定に違反した者

(4) 第26条の4の規定に違反した者

2 前項第3号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第6章を第7章とする。

第27条第4項中「前条第1項」を「第26条の2第1項」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 暴力団排除特別強化地域

(特定営業者の禁止行為)

第26条の3 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償又は当該営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第26条の4 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務を提供してはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務の提供をすることの対償又は当該営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受けてはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

市区	地域
横浜市鶴見区	鶴見中央1丁目、鶴見中央4丁目、豊岡町
横浜市神奈川区	鶴屋町2丁目
横浜市西区	北幸1丁目、南幸1丁目、南幸2丁目
横浜市中区	相生町1丁目、相生町2丁目、相生町3丁目、相生町4丁目、相生町5丁目、相生町6丁目、曙町1丁目、曙町2丁目、曙町3丁目、曙町4丁目、伊勢佐木町1丁目、伊勢佐木町2丁目、伊勢佐木町3丁目、伊勢佐木町4丁目、伊勢佐木町5丁目、伊勢佐木町6丁目、太田町1丁目、太田町2丁目、太田町3丁目、太田町4丁目、太田町5丁目、太田町6丁目、尾上町1丁目、尾上町2丁目、尾上町3丁目、尾上町4丁目、尾上町5丁目、尾上町6丁目、黄金町1丁目、黄金町2丁目、末広町1丁目、末広町2丁目、末広町3丁目、末吉町1丁目、末吉町2丁目、末吉町3丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町4丁目、住吉町5丁目、住吉町6丁目、長者町5丁目、長者町6丁目、長者町7丁目、長者町8丁目、長者町9丁目、常盤町1丁目、常盤町2丁目、常盤町3丁目、常盤町4丁目、常盤町5丁目、常盤町6丁目、野毛町1丁目、野毛町2丁目、羽衣町1丁目、羽衣町2丁目、羽衣町3丁目、花咲町1丁目、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、弁天通1丁目、弁天通2丁目、弁天通3丁目、弁天通4丁目、弁天通5丁目、弁天通6丁目、蓬萊町1丁目、蓬萊町2丁目、蓬萊町3丁目、真砂町1丁目、真砂町2丁目、真砂町3丁目、真砂町4丁目、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、港町4丁目、港町5丁目、港町6丁目、南仲通1丁目、南仲通2丁目、南仲通3丁目、南仲通4丁目、南仲通5丁目、宮川町1丁目、宮川町2丁目、山下町、弥生町1丁目、弥生町2丁目、弥生町3丁目、吉田

	町、若葉町1丁目、若葉町2丁目、若葉町3丁目
横浜市南区	真金町2丁目
横浜市港北区	新横浜1丁目、新横浜2丁目
川崎市川崎区	砂子1丁目、砂子2丁目、駅前本町、小川町、東田町、堀之内町、南町、宮本町
川崎市中原区	上新城2丁目、小杉町3丁目、新城、新城1丁目、新城3丁目、新城5丁目、新丸子東1丁目、新丸子町
相模原市中央区	相模原2丁目、相模原3丁目
横須賀市	大滝町1丁目、大滝町2丁目、本町1丁目、米が浜通1丁目、若松町1丁目、若松町3丁目
平塚市	明石町、宝町、錦町、紅谷町
藤沢市	鶴沼石上1丁目、鶴沼橋1丁目、藤沢、南藤沢
小田原市	栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、本町2丁目
厚木市	旭町1丁目、泉町、中町2丁目、中町3丁目、中町4丁目
大和市	中央1丁目、中央2丁目、大和東1丁目、大和東2丁目、大和南1丁目

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

暴力団排除の一層の強化を図るため、暴力団排除特別強化地域制度の導入について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県道路交通法関係手数料条例の 一部を改正する条例

神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表第1の4の2の項中「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

道路交通法の一部改正等により認知機能検査方法の一部が改正されたことに伴い、認知機能検査員講習手数料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

警察本部庁舎無停電電源装置更新工事請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 協同電気株式会社
代表取締役 西 堀 達 也
- 2 請負契約金額 7億7,843万7,000円

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

警察本部庁舎無停電電源装置更新工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 航空機「はまかぜ」用ヘリコプターテレビシステム
- 2 契約者名 株式会社東通インターナショナル
代表取締役 伊 藤 章
- 3 契約金額 3億3,330万円

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

ヘリコプターテレビシステム買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

大船フラワーセンターの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 大船フラワーセンター
- 2 指定管理者
 - (1) 名称 アメニス大船フラワーセンターグループ
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都港区三田四丁目7番27号
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

大船フラワーセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

三浦しらとり園の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 三浦しらとり園
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 社会福祉法人清和会
 - (2) 主たる事務所の所在地 鎌倉市植木18番地
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

三浦しらとり園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

芹が谷やまゆり園の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 芹が谷やまゆり園
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園
 - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749番地
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

芹が谷やまゆり園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

津久井やまゆり園の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 津久井やまゆり園
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 社会福祉法人かながわ共同会
 - (2) 主たる事務所の所在地 秦野市南矢名三丁目2番1号
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

津久井やまゆり園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

神奈川県道路公社定款の変更について

神奈川県道路公社定款の変更に関し、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第2項及び第3項の規定により国土交通大臣に認可を申請するものとする。

第17条（道路の整備に関する基本計画）第1項の表県道本町山中線の項を削る。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、国土交通大臣への認可の申請をしたいので、地方道路公社法第5条第6項の規定により提案するものであります。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 中期計画の変更の認可について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更について次により認可する。

第9 料金に関する事項の1 診療料等の(1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合の表中

「

非紹介患者の初診	1件につき5,000円を超えない範囲内で理事長が定める額	を
紹介済患者の再診	1件につき2,500円を超えない範囲内で理事長が定める額	

」

「

非紹介患者の初診	1件につき7,000円を超えない範囲内で理事長が定める額	に変更し、
紹介済患者の再診	1件につき3,000円を超えない範囲内で理事長が定める額	

」

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定による知事の認可の日から変更する。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

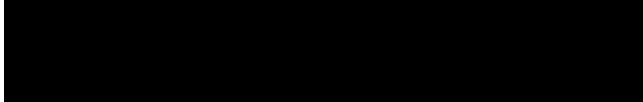
（提案理由）

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正に伴い、選定療養に係る料金の変更に関し、地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更を認可したいので、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により提案するものであります。

退職手当に関する処分に対する審査請求 について

次のとおり退職手当に関する処分に対する審査請求がされたので、地方自治法第206条第2項の規定により諮問する。

1 審査請求人



2 処分庁

横浜市中区海岸通2丁目4番
神奈川県警察本部長

3 審査請求年月日

令和3年12月10日

4 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

審査請求人は、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）の規定により、一般の退職手当等（以下「退職手当」という。）の全部を支給しないこととした処分（以下「本件処分」という。）を不服として審査請求を行った。

(2) 理由

警察本部長が審査請求人に対して行った懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）は、法に定められた懲戒権者の裁量権限を逸脱濫用しており、違法・不当であることから、同事実を基礎として、条例第12条第1項に基づき、令和3年9月10日付けで行った本件処分についても判断の基礎となる重大な事実を欠き、違法であるため、取消しを求める。

5 審査請求に対する見解

審査請求人は、神奈川県人事委員会に対し、本件懲戒免職処分の取消しを求めて別途審査請求を提起しているが、裁決により取り消された事情等は見当たらないため、条例第12条第1項第1号の「懲戒免職等処分を受けて退職をした者」に該当することは明らかである。

条例第12条第1項は、懲戒免職処分を受けて退職をした者に対して、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができると規定しており、その具体的な判断は、任命権者の裁量に委ねられている。

この点、「国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日総人第261号）」では、非違の発生を抑止するという制度目的を踏まえ、懲戒免職を受けて退職をした者に対して、退職手当の全部を支給しないことを原則とし、例外的に「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」、「処分の理由となった非違が正当な理由がない欠勤その

他の行為により職場規律を乱したことのみで、特に参酌すべき情状のある場合」、「処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）によるものであり、特に参酌すべき情状のある場合」などに限定して、退職手当の一部を支給しないこととする処分を行うこととしている。警察本部長においては、こうした国の取扱いに準じて具体的な判断を行っている。

本件について、審査請求人が行った非違の内容は、故意に、現に捜査中の事件の関係者である暴力団組長に対し、逮捕前に、逮捕予定等の秘匿性の高い捜査情報を漏らしたのや、故意に、現に捜査中の事件の関係者である暴力団組長に対し、捜索前に、捜索予定等の秘匿性の高い捜査情報を漏らしたの、また、複数回にわたり、暴力団関係者と接触した際に、通達に反して上司に報告を怠っていた上、同暴力団関係者から飲食接待を受けたものなどであり、このことに事実誤認は認められず、反社会的勢力である暴力団関係者との不適切な関係を長期にわたって継続的に続けていることなどから、非違の程度は悪質と言わざるを得ない。これらを考え合わせると、本件は退職手当の一部を支給しないこととする処分にとどめる場合に該当しないことは明らかである。

したがって、本件処分は裁量の範囲内の適法かつ妥当なものであり、審査請求人の主張には何ら理由がないから、行政不服審査法第45条第2項により棄却すべきである。

令和4年6月14日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

退職手当に関する処分に対する審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定により、議会の意見を求めたいので提案するものであります。

